

令和4年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務基本仕様書

1 業務名

令和4年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務

2 業務の目的

市内の主要な平和関連施設等を巡るピースツーリズムをより活性化するため、潜在的ターゲット層である20代などの若い年齢層を対象に、①市内の平和関連施設等を巡り、平和を考える体験型周遊イベント等、②インスタグラムを活用した参加型フォトコンテストを実施し、情報発信の強化とともに、参加者自らが平和とは何かを考え、平和への思いを共有できる環境づくりを行う。

体験型周遊イベント等は、平和をテーマとして活動している各種団体等（以下、「各種団体等」という。）と積極的に連携して、来訪者に満足度の高い周遊コンテンツを提供するとともに、同取組を契機に、各種団体等のネットワーク構築が促進され、来訪者と市民が平和への思いを共有するピースツーリズムの機運が高まることを目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) 体験型周遊イベント等の開催

ア 開催場所

広島市内とする。

ただし、今後の広島市内の平和関連施設等への周遊促進や、広島地域の魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、一部の体験型周遊イベント等を広島市外で実施する場合には、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

イ 開催時期及び開催回数

開催時期は、11月の平和文化月間に1回以上開催することを必須とし、開催回数については、受託者の自由な提案による。

ウ 広報周知活動

体験型周遊イベント等への集客及び取組の周知を図るため、首都圏の20代などの若い世代を中心に、SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行う。

エ 各種団体等との連携

各種団体等と連携して、体験型周遊イベント等の企画・運営を行うこと。

具体的な連携方法については、各種団体等のネットワーク構築が促進され、ピースツーリズムを盛り上げる機運の向上につながるものとする。

オ 特記事項

- (ア) 本業務に係る発注者との打合わせは、業務着手時や体験型周遊イベント等の実施前のほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (イ) 体験型周遊イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。
- (ウ) 体験型周遊イベント等の実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きについては、開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。
- (エ) 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費として体験型周遊イベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、体験型周遊イベント等の充実のために使用するなど、ピースツーリズムの推進のために利用するよう努めるものとする。
- (オ) 体験型周遊イベント等で水道及び電気等を使用する場合は、原則として受託者が自ら確保する。
- (カ) 各種団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- (キ) 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。
- (ク) 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。
- (ケ) 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- (コ) 体験型周遊イベント等の実施に当たっては、発注者と受託者が協議の上、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施した上で行うこと。

(2) ピースツーリズムの公式インスタグラムを活用したフォトコンテストの開催

ア フォトコンテストの企画

以下の概要を基にピースツーリズムの公式インスタグラムを活用したユーザー参加型のフォトコンテストを企画・運営すること。なお、詳細は本市と協議の上、決定する。

フォトコンテスト概要

募集期間：3か月程度

募集テーマ：2テーマ以上(募集イメージ:①「広島広域都市圏内の『平和』に関わるスポット」 ②「あなたにとっての『平和』」)

対象：日本在住者

入賞賞品：入賞者に対して送付(受託者が賞品を用意し、発送する。)

※応募者は、広島市がパンフレット、SNS等によるプロモーション(市が許可した第三者を含む。)を目的として応募作品を使用することについて、受賞の有無に関わらず、無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信等を行うことを了承するものとする。

【参考：令和3年度のフォトコンテストの参加投稿数は、3,655枚】

イ フォトコンテスト事務局の運営

フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

- ・ フォトコンテスト開催概要・応募要項・応募規約の作成
参加者がインスタグラム上で応募する際に、使用するハッシュタグを設定すること。
- ・ フォトコンテスト開催の事前告知・実施及び進行管理
- ・ フォトコンテストへの応募状況の管理と本市への報告
- ・ 応募作品の入賞候補作品の選定、報告
- ・ 応募者・入賞者との連絡・調整(入選作品の本人確認作業含む)
- ・ 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理
- ・ 入賞者への賞品の発送及び到着確認
- ・ SNS等での入賞作品の結果発表
- ・ フォトコンテストメインビジュアル(画像)の作成

ウ プロモーションの実施

(ア) インフルエンサーによる投稿の実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムを広くPRするため、SNSアカウントにおいて1万人以上のフォロワーを有するインフルエンサーを1名以上起用すること。

(イ) インスタグラム等による広告の実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムの周知を図るため、インスタグラム広告やインターネット広告等を実施すること。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、体験型周遊イベント等の開催自粛や外出自粛要請が発出されるなど、受託者はプロポーザル時に提案した内容が実施できない場合を想定し、WEB上のコミュニケーションツールを用いたイベントやワークショップなど、実施可能な代替提案についてもプロポーザル時に提示することとする。実施に当たっては、新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、発注者と受託者で協議の上、代替提案による実施やイベント開催中止等の対応を図るとともに、必要に応じて契約変更を行う。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 実施報告書

業務の実施状況等、実施報告を行う。(体験型周遊イベント等実施実績、フォトコンテスト実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など)

(3) 今後の取組の継続に係る提案書

今後、各種団体等と来訪者との交流を図る場面が更に増え、ピースツーリズムを盛り上げる機運が高まっていくために、行政が取り組むべきことへの提案。

6 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

(2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。